受動喫煙防止対策にかかる環境整備の方策(案)

I 国庫補助制度の活用促進のための支援(案)

相談窓口の設置

→既存の国庫補助制度の活用を促進するため、喫煙室の設置にかかる技術的な 相談や申請手続きの補助などを行う相談窓口を設置

(例:建築士協会、日本労働安全衛生コンサルタント会への委託等)

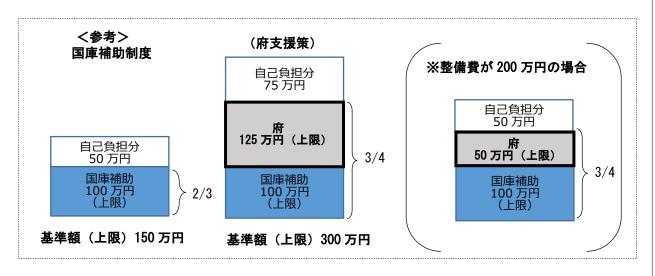
Ⅱ 個別飲食店に対する支援(案)

喫煙室設置の整備費用に対する助成

対象:府が規制を厳しくする客席面積 30 ㎡超~100 ㎡以下の飲食店

- (1)既存の国庫補助制度の活用を前提に喫煙室の整備にかかる費用の自己負担分の一部を助成する府独自の支援策を実施
- (2)国庫補助の採択数が超過した場合や補助制度が終了した場合など、申請が 採択されない場合には、国の補助要件を満たすことを前提に、国庫補助相当 分を含む府独自の支援策を実施

基準額(上限) 300万円・補助率3/4



Ⅲ 受動喫煙の防止に向けた環境整備(案)

公衆喫煙所やテナントビル等の共同喫煙場所の設置促進

→市町村や事業者等と連携し、駅前や公園、屋外民有地、民間テナントビル内 及び敷地、商店街の空きスペース等に公衆喫煙所や共同の喫煙場所を設置 (関係者による会議の設置、助成等の促進策を実施)